

秋田県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき、告示する。

令和5年8月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
くら薬局	横手市根岸町8番1号	調剤薬局	令和5年7月1日
大曲歯科クリニック	大仙市和合字坪立177番地 イオン モール大曲1階	歯科、歯科口腔外科、 矯正歯科、小児歯科	令和5年8月2日